

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、個別外部監査人中村清之の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成20年4月16日

京都市監査委員 江 草 哲 史
同 出 口 康 雄

氏 名	住 所	補助できる期間
松枝 尚哉	京都市北区上賀茂畔勝町 60 番地の2	平成20年4月16日から 同年6月13日まで
日下部 和弘	京都市左京区栗田口鳥居町 49 番地の1 ブリア京都岡 崎 506 号	平成20年4月16日から 同年6月13日まで
小林 由香	京都市中京区高倉通御池上 る柵町 575 番地	平成20年4月16日から 同年6月13日まで
辻本 真也	京都市上京区中長者町通室 町西入東長者町 536 番地の3	平成20年4月16日から 同年6月13日まで

(監査事務局第一課)